

【論 説】

共和政ローマとキケロ

的射場 敬一

目 次

はじめに

- 1 キケロの国家論
 - 1.1 『国家について』の舞台
 - 1.2 国家論
 - 2 混合政体としてのローマの形成
 - 2.1 ローマの建国
 - 2.2 共和政下の身分闘争
 - 3 混合政体としての共和政ローマと世界征服
 - 3.1 地中海世界の制覇と混合政体
 - 3.2 征服戦争と混合政体の破綻
- 結びに代えて

はじめに

キケロ（Marcus Tullius Cicero, 106-43 B. C.）は、生涯の好敵手となるカエサル（Gaius Julius Caesar, 100-44B.C.）より少し前に生まれた。カエサルが名門貴族の出身であったのに対して、キケロは、ラティウム地方の騎士の家に生まれた。ギリシアに遊学してストア派の哲学を学ぶほか、弁論、修辞学を修め、さらにローマ法の発展に重要な役割を果たしたスカラエウォラのもとで法律を研究した。キケロは若くして法廷弁護士としての名声を確立し、これを足場として政治の世界で活躍することになった政治家である。祖先に高官をもたない「新人」（homo novus）として初めて、まさに雄弁の力で、前64年には執政官にまで昇りつめた。

執政官の職にあったときに貴族カティリーナ（Lucius Sergius Cateilina,

共和政ローマとキケロ（的射場）

108-62 B.C.)による国家転覆の陰謀を未然に防いだ功績で、「祖国の父」の称号と栄誉を受けた。共和政の擁護者を自認し、軍人政治家であったカエサル、ポンペイウスと徒手空拳で争い、そしてカエサル亡き後は、アントニウスを弁論によって批判した。

キケロが、政治哲学者としての仕事をしたのは、晩年のことである。晩年という言葉には語弊があるかもしれない。カエサル亡き後、オクタヴィアヌス・アントニウス・クラッスによる第二次三頭政治が始まるのであるが、キケロは政敵アントニウスによって殺されたからである。カエサルが暗殺された翌年のことである。

『国家について』(De res publica) や『法律について』(De legibus), 『義務について』(De officiis) というキケロの政治哲学の主要な著作は、学問的というよりは、政治的なものであった。キケロが執政官をやめた後、前60年にはカエサル・ポンペイウス・クラッスという軍人政治家たち、つまり、将軍たちによる第一次三頭政治が成立する。その後の政治状況は、文民政治家キケロが雄弁によって政治に関与することの意味を奪っていた。雄弁によって元老院やフォルム^{フォーラム}で政治的影響力を行使することができなくなっていたのである。そこでキケロは、文章を綴り書物を公刊することで、現状を変えようと試みたのである。この小論で取り上げる『国家について』の執筆の開始は、前54年の5月頃であると言われている⁽¹⁾。公刊されたのは前51年頃である。

この小論は、キケロの国家論とその中核をなした「混合政体論」の位相を、共和政ローマの歴史の中に位置づけることで明らかにしようとする試みである。

1 キケロの国家論

1.1 『国家について』の舞台

キケロの『国家について』は、プラトンの『国家』などの対話篇をモデルに、第三ポエニ戦争で活躍した小スキピオ (Publius Cornelius Scipio Aemilianus Africanus Minor, 185-129 B.C. 小アフリカーヌス)⁽²⁾を中心に行われた対話を再

現する形式で書かれている。スキピオは、優秀な軍人として活躍しただけでなく、ギリシア哲学を学び、自由な教養人の集まりであるスキピオ・サークルを作り、会合を重ねていた。この対話が行われた時は、前129年に設定されている。

対話は、ローマで二つの太陽が観察されたことから始まっているが、それよりももっと大きな問題は、現状の政治的な混乱ではないのかと、スキピオの友人の一人で、第三次ポエニ戦争にも出征し、前140年の執政官を務めたラエリウスが次のように問題提起をする。

「二つの太陽がみえた理由は尋ねるが、一つの国家の中に二つの元老院と、すでにほとんど二つの国民が存在する理由を尋ねないのは、なぜであるか。というのは、あなたがたも見て知っているように、ティベリウス・グラックスの死と、すでにそれ以前に彼の政策のすべてが一つの国民を二つの党派に分けたからだ。さらにスキピオを中傷し嫉視する者たちは、端緒はプブリウス・クラッスとアッピウス・クラウディウスによって開かれたが、これらの人が死んだ後も、メッテルスとプブリウス・ムーキウスを指導者として、相も変わらず元老院の一部をあなたがたから離反させている。」⁽³⁾

「ティベリウス・グラックスの死」というのは、前133年、護民官になったグラックス兄弟の兄ティベリウス・グラックス (Tiberius Sempronius Gracchus, 162-132 B.C.) が、彼の改革に反対する元老院の保守派によって殺されたことを指している。ティベリウス・グラックスは、征服戦争の結果、無産化していた市民に国有地を分配して自作農を再建するための土地改革に着手していた。大土地所有者であった元老院議員たちの反対は大きく、改革の継続のため、前例を破って護民官になろうとしたティベリウスを、翌132年、葬ったのである。彼の仲間も暗殺された。この改革と事件によって国民は二分され、血で血を洗う争いの、まさに「内乱の一世紀」の幕開けとなった。

この対話がなされたという設定の前129年前後は、グラックス兄弟を中心とする改革派と、これに対抗する保守派によって国民が二分され、国政が混乱の

共和政ローマとキケロ（的射場）

きわみに陥っていた時期であった。この対話篇の主人公である小スキピオそのものも、この年に不審な死を遂げている。その状況は、キケロが『国家について』を執筆した前50年代後半の、ポンペイウスとカエサルとがはげしく対立していた状況に酷似していた。

そもそもグラックス兄弟の改革が意図したのは、ローマが相次ぐ征服戦争で急激に拡大し、世界大の国家にまで膨張したことから生じた社会的矛盾、社会問題の解決であった。都市国家ローマが、世界国家にまで拡大した様をギリシアの歴史家ポリュビオス（Polybios, 200?-118? B.C.）は、「人の住むかぎりのほとんど全世界が」、「わずか53年にも満たない間に征服され、ローマというただひとつの覇権のもとに屈するにいたった」（『歴史』第1巻第1節）⁽⁴⁾と述べている。

ローマが建国以来ずっともめていた隣国ウェイイをようやく征服したのは、前396年のことである。それが、わずか200年もたたない前218年になると、キサルピアからシキリアに及ぶイタリア全土を占領し、西部地中海の覇権をめぐってカルタゴと決戦を交えようとするまでになっていた。ポリュビオスが「53年にも満たない間に」世界を征服したというのは、第二ポエニ戦争への動きが始まる前220年頃から、ローマがマケドニア王権を倒し東地中海世界を手中にいられた前168年までのことである。前146年には、二つの町がローマの軍門にくだった。カルタゴとコリントである。一世紀以上にわたるポエニ戦争に終止符をうち、西地中海世界を手に入れ、いまひとつは、東地中海世界のギリシアのポリスの吊鐘にはかならなかった⁽⁵⁾。地中海経済の覇者であった二つの国をたおし、ここにローマの地中海世界平定という大偉業はほぼなったのである。都市国家ローマが、短期間に世界国家にまでその規模を拡大したのである。

地中海世界の覇者となり世界「帝国」となったローマであるが、しかし、国家形態はギリシアのアテナイやスパルタと同じく都市国家のままであった。都市国家は、武装自弁の中小土地所有農民をその中核とする戦士共同体である。だが、相次ぐ征服戦争によって世界帝国の規模にまで膨張した政治空間は、ローマの社会と政治に軋みを生み出していた。小規模な政治共同体の諸価値と諸制

度を保持しながら、この広大な空間を統治しようとする企ては、その政治体制にきびしい試練を課すものであった。伝統的な国家体制、*res publica* は、解体の危機に瀕していた⁽⁶⁾のである。

何よりも深刻だったのは、中小農民の没落である。相次ぐ征服戦争は、一方では中層農民の没落・無産化を、他方では、貴族による国有地の占有による大土地所有制の成立をもたらした。ローマの軍団の中核が、武装自弁の中層農民層ただだけに問題は深刻だった。護民官になったグラックス兄弟（兄ティベリウスは前133年、弟ガイウス Gaius Sempronius Gracchus は前123, 122年）は、ローマの軍団を再建するために没落した無産市民に土地を再配分し、農民層を再建しようとしたのである。グラックス兄弟の改革の失敗は、共和政ローマの政治に民衆の自由を大義とする民衆派（*populares*）と元老院の権威を守ろうとする門閥派（*optimates*）の深刻な対立を生み出すことになった⁽⁷⁾。内乱の一世紀は、ここから始まったのである。

グラックス兄弟の母は、大スキピオの娘である。大スキピオの長子の養子になったのが小スキピオである。小スキピオとグラックス兄弟とは、それゆえ、狭いサークルの一員であったが、その立場は、全く正反対であった。小スキピオは、この改革に反対の立場であり、キケロもそれは同じであった。

1.2 国家論

ローマの国家は、理念的には平等な *civis*（市民）からなる集合体としての *civitas*（国家）であり、それを政治的に象徴するものとして、*res publica*（国家）という言葉が用いられていた⁽⁸⁾。*res publica* の原義は「共通の事柄」を意味していたが、それは、キケロの「国家 *res publica* とは国民のもの *res populi*」（『国家について』*De res publica*, 1.25, 以下、数字だけで章と節を示す）⁽⁹⁾であるという言明と対応している。

res publica で国家を意味するときには、それは、王なき支配を意味したし、王政への嫌悪を意味していた。キケロもこの『国家について』の第2巻でローマの歴史をたどるなかで、「不正で過酷な支配者」（2.24）⁽¹⁰⁾であった、七代目

共和政ローマとキケロ（的射場）

の王「タルクイニウスが追放されたとき」、「王の名称に対する憎悪がローマ国民をとらえた」(2.30)⁽¹¹⁾と述べている。つまり、res publica としての国家とは、本来は、王なき統治としての共和政国家を意味していた。それは、今後は二度と王を出現させないという意味であり、また同時に、もろもろの階級を結束させる国制上の信念をも指していた。したがって、res publica は、近代になると republic という英語になり、王国に対する対概念として共和国を意味するようになったのである。

しかしながら、小スキピオことキケロは、プラトンやアリストテレスの国家論の枠組みを取り入れて、res publica を共和政とは同一視しない。すなわち、res publica の中には、王政もあれば、貴族政もあるし、民主政もあるという立場をとっている。「一人の王、あるいはわずかの貴族、あるいは国民全体によって正しく公平に運営されるとき、それが国家、すなわち国民の「物」(3)⁽¹²⁾なのである。それが、「国民の物」としての国家でないのは、「正しく公平に運営」されていないときである。

「一人の者の残忍な行為によってすべての者が抑圧され、国民を作り上げる一本の法の絆、集合体の合意と結合が失われるとき、そのとき誰がそれを国民の物、すなわち国家と呼ぶことができようか。」(3.31)⁽¹³⁾

つまり、「残忍な行為によってすべての者が抑圧」するような王は、もはや王とはいえず、僭主なのである。そういう僭主によって統治されている場合には、例えばディオニュソスに支配されていたシュラクサイのように、それは国家と言えないとキケロは言う。

「ティマイオスがギリシア諸都市の中で最大、世界の都市の中でもっとも美しいというあの有名な都、一見に値する城塞、町の奥深くまで達しその護岸堤防を洗う港、広い大通り、柱廊、神殿、城壁は、ディオニュソスの支配下ではそれが国家として成り立つことを可能にすることができなかった。なぜなら、何一つ国民の物ではなく、国民自体が一人の者に属していたからである。だから、僭主が存在するところには、

わたしが昨日述べたような欠陥のある国家ではなく、いま理論上の帰結として、およそいかなる国家も存在しないというべきである。」(3.31)⁽¹⁴⁾

キケロにとって国家 *res publica* が、政治的秩序を示す中立的概念ではなく、価値的な概念を示すものであることは、このギリシア人のポリスすなわち都市国家シュラクサイを、僭主ディオニュソスの支配ゆえに国家ではないと言い切っているところに見て取れるだろう。キケロにとって、「国民の物」つまり国民のために存在する政治共同体だけが、そして、「正しく公平に運営」されている政治共同体だけが「国家」(*res publica*) と言うに値したのである。それは、国家を私物化し、恣意的な支配をしようとするポンペイウスやカエサルのような将軍たちに対する明らかな批判である。

さて、「国民の物」であるような「国家」とは、どのように形成されるのだろうか。

そもそも国民とは、たんなる人びとの寄せ集めではないという。国民とは、「法についての合意と利益の共有によって結合された民衆の集合」(1.25)⁽¹⁵⁾なのである。このような民衆の集合体としての国家は、「ある一定の場所に住居のための居住地を設け」、そして、次に「神殿や共同の空間(広場や道路)」を作ることで「町または都市」と呼ぶものを形成することで作られる。ギリシアのポリスの形成がそうであったように、ローマの国家形成もまず都市の形成によってなされた。国家が、何よりも都市国家であったということを、このキケロの国家についての説明は示している。

そして、空間としての都市の形成の次に必要なのは、統治機構の形成である。「国民の物であるすべての国家は、永続するためには、ある審議体によって治めなければならない」(1.26)⁽¹⁶⁾。キケロの言う「審議体」とは、支配を行う集団、つまり、政府のことである。その審議体の構成員の数によって政体は決まるというのである。

審議体は、「それは一人の者に、あるいはある選ばれた市民に委ねなければならないか、あるいは民衆およびすべての者がそれを引き受けなければならない

共和政ローマとキケロ（的射場）

い」のである。「国政の全権が一人の者にあるとき、わたしたちはその一人の者を王と呼び、その国家の政体を王政と名づける。」(1.26)⁽¹⁷⁾審議体が、「選ばれた市民にあるとき、その国は貴族の裁量によって治められる」のであり、貴族政である。そして、最後に「国民に全権がある国」は、民主政なのである(1.26)⁽¹⁸⁾。

このように政治の実権を握っている人の数で政体を分類するのは、プラトン、アリストテレス以来の伝統である。「王は敬愛によって、貴族は思慮によって、国民は自由によって、わたくしたちの心を捉えるので」、⁽¹⁹⁾「どれがもっとも望ましいか選びだすのは困難である」(1.35)⁽¹⁹⁾という。

しかしながら興味深いのは、「もしも単一のものを一つ選ぶなら、私は王政を是認するだろう」(1.35)と、王政を最善のものとしていることである。この王政が一番優れているという理由を、家政を引き合いに出しながら説明している。家政においても一人で支配するのが最も優れているのだから、「国家においても同様に一人の者による支配が、公正であるかぎり、最善である」(1.39)⁽²⁰⁾と言う。

王政のような一人支配が優れているということについて、船長や医者 of 事例を出しながら、さらに説明している。船に乗っているときなど平穏な場合、軽い病気のときなどは、「何事も恐れないあいだは気ままに過ごす」けれども、「航海」していて「突然波が逆立ち始めたとき、また病人は病気が重くなったとき」などは、「ただ一人の者に助力を懇願」(1.40)するのではないかというのだ。つまり、「多勢よりも一人の船頭または一人の医者に、船または病人を任せようが適切である」(1.40)⁽²¹⁾と。

共和政ローマにおいてもこのことは、当てはまるという。平時においては、最高権力者としての執政官がケントゥリア民会で選出され、同僚制（二人体制）によって統治を行っている。しかしながら「わが国民は重大な戦争においては同僚制を廃して、一人の者にいっさいの命令権を委ねることを望ん」でいる。その「権限の大きさ」から、非常時に選出される一人の執政官は、「独裁官（dictator）」(1.40)⁽²²⁾と呼ばれている。これは、まさに危機状況においては、

王政のような一人支配がふさわしいことなのだという。

このような一人支配としての王政は、「公正であるかぎり、最善である」けれども、容易に「専制あるいは権力の一人占めを望み、国民を抑圧して支配する者」つまり「僭主」(1.33)⁽²³⁾に転落する可能性を秘めている。ローマ王政の最後の王、「不正で過酷な支配者（タルクイニウス・スペルプス）」(2.24)⁽²⁴⁾が「追放されたとき、…王の名称に対する憎悪がローマ国民をとらえた」(2.30)⁽²⁵⁾のである。

キケロにとっては、ローマの民衆がカエサルに象徴される一人支配を望んでいること、それがなぜ支持されるのかを認めながらも、それが容易に最悪の支配体制、僭主政に滑り落ちることを示しているのである。

「この王がわずかでも不公正な支配に転じるやいなや、彼はただちに僭主となるが、彼よりも忌まわしく醜悪な、神々にも人間にも厭わしいいかなる動物も考えることができない。彼の姿は人間であるにせよ、性格の残忍さにおいてはもっとも恐ろしい野獣をしのぐのである。事実、自己と自己の市民にあいだに、いや、すべての人類との間に、いかなる法の共有も、いかなる人間的な結合も欲しない者を、誰が正当に人間と呼ぶことができようか。」(2.26)⁽²⁶⁾

明らかに最後の王タルクイニウス・スペルプスに託しながら、今まさに王になろうとする野心を隠さないポンペイウスやカエサルに対する痛罵である。そして、王による支配の危うさを民衆に警告しているのである。

同様に貴族政の問題も指摘する。「特定の者が富、血筋、あるいはなんらかの勢力によって国家を支配するとき、それは党派」(3.13)⁽²⁷⁾なのであり、貴族政ではないという。なぜなら、「徳ではなく、富が国家を支配し始める」からであり、「富、名声、勢力は、思慮を失い、その生活や他人に対する命令において節度を欠くとき、恥辱や向こう見ずな傲慢に満ちているからである」(1.34)る。このような「もっとも富める者が最善の者とみなされる国の姿より醜いものは何一つない」(1.34)⁽²⁸⁾のである。つまり、このように「全体が党派の支配

共和政ローマとキケロ（的射場）

下にある」ような政治共同体は、もはや「国家と呼ぶことはできない」(3.31)⁽²⁹⁾。

よって、キケロは、王政、貴族政、民主政のそれぞれの長所を活かしたローマの混合政体が一番望ましいというのである。

「最初の三つの種類の中で王政が私の考えでははるかに優れているが、他方、最初の三つの国家の様式から均等に混ぜ合わされたものは、王政そのものにまさるだろう。なぜなら、国家には若干の優越した、王者に似たものがあり、若干のものが指導者たちの権威に分け与えられ、若干の事柄が民衆の判断と意志に委ねられるのがよいと思われるからである。この体制は、まず、自由人があまり長く欠くことのできない一種の大きな公平と、さらに、安定をそなえている。なぜなら、あの最初の種類は容易に反対の、欠陥のあるものになるため、王から専制支配者が、貴族から党派が、国民から群衆と混乱が生じ、また種類そのものがしばしば新しい種類になるからである。だが、このことは結び合わされ適当に混ぜ合わされた国家の体制においては、指導者たちに大きな欠陥のないかぎり、ほとんど起こらない。各人がその地位に確固として配置され、真逆さまに落ち込む陥穽がないところでは、変革の原因があるわけではないからである。」(1.45)⁽³⁰⁾

王政的なものを執政官が、^{コンスル}貴族政的なものを元老院が、そして、民主政を民衆が代表し、それがきちんと機能するときには、ローマは公平さと安定を備えることになる。よって、「王から専制支配者が、貴族から党派が、国民から群衆と混乱が生じ、また種類そのものがしばしば新しい種類になる」ような政体の循環は起こらないのである。

キケロが共和政の危機においてだした処方箋は、伝統的な混合政体への回帰という、実に保守的なものであった。進行している現実を無視して混合政体を理想とするキケロの国家論が、ある意味で時代錯誤であったことを明らかにするために、キケロから離れてローマの歴史に立ち返り混合政体論を考察してみたい。

2 混合政体としてのローマの形成

2.1 ローマの建国

伝承によればローマは、前753年、伝説の王ロムルスによって建国された。それは奇しくもギリシア世界において都市国家ポリスが形成されたのと時を同じくする。ローマの建国は、「アッティカでアテナイが生まれた集住（シュノイキスモス）のごときもの」⁽³¹⁾であった。つまり、伝説の王ロムルスは、ギリシアポリスの形成と同じように散在していた民衆を一か所に「集住」させることで市民団を形成し、その市民団の居住地としての都市の建設を行ったのである。そのことを象徴するものとして、都市城壁の建設があった。

リウィウスによれば、「ロムルスはまず自分が育ったパラティウムを城壁で取り囲」⁽³²⁾（『ローマ建国以来の歴史』*Titi Livi Ab Urbe Condita*, 1.7 以下数字だけで章と節を示す。）み、そして、「まわりの土地を次から次へと城壁で囲い込みながら拡大を続けた。」(1.8)⁽³³⁾ロムルスは、都市ローマに集めた民衆を「三〇のクリア curiae に分け」(1.13)⁽³⁴⁾た。クリア (curia) は市民団の最小単位であり、十のクリアが集まって一つの部族（トリブス）を構成した。プルタルコスによれば、ロムルスは、「三部族を設けて、一つはロムルスに因んでラムネンセス、一つはタティウスに因んでタティエンセス、一つはルケレンセスと名づけた。」⁽³⁵⁾。このようにローマの市民団は、おそらく三つの「部族」（トリブス）⁽³⁶⁾が集まって形成されたと思われる。このように一国の市民団がクリアや部族（トリブス）などの下部単位に分けられ、それに基づいて国家が編成されるというのは、古代ギリシアやローマにおいて等しく行われていたことなのである⁽³⁷⁾。

クリアの原義が「保護・世話・後見」⁽³⁸⁾ということからも明らかなように、クリアは、特別な世話役としてのクリア長 (curio) のもとにあり、クリア長はクリア成員の「遺言および養子縁組を監督」していた。それは、市民に、「防衛共同体への加入をゆるしそれとともに土地所有を許」⁽³⁹⁾すことであった。つ

共和政ローマとキケロ（的射場）

まり、クリアは何よりも市民団の下位の行政的区分であった。そして、それぞれのクリアはクリアの祭司（*flamen curialis*）を持ち、共同の祭祀を行っていた。

プルタルコスによれば、「ローマ市が建設されると、まず第一に、ロムルスは丁年に達した大衆を軍団に分けた。各軍団は歩兵三千と騎兵三百からなっていた」⁽⁴⁰⁾というように、その軍事力の担い手は市民であった。戦士の招集もクリアごとに行われ、各クリアから歩兵百人（「百人隊」、*ケントゥリア centuria*）を出し、貴族の騎兵十名（「十人隊」、*デクーリア decuria*）を出した。クリアは軍事的区分としても機能していた⁽⁴¹⁾のである。現代の戦史研究者のゴールドワーシーも「ローマの軍団の起源は市民軍」⁽⁴²⁾としており、ギリシアでそうであったように、ローマにおいても貴族だけでなく、武装を自弁する財力を有した独立自営農民が軍事力の担い手であった。市民は、国家財政の担い手であるのは当然として、最も重要な市民の仕事は軍務であった。というのは市民団しか武器を担う権利と義務を持っていなかったからである。市民団は同時に「戦士団」⁽⁴³⁾であった。

武装自弁の独立自営農民に軍事力の基礎をもつローマにおいては、「力の源泉」は民衆であり、ローマが大きくなるには人口が必要であった。それゆえロムルスは、ローマ建国の当初から近隣部族の民衆が逃れて来れるような「避難所（*アシムール*）」を作り、「自由民も奴隷も区別なく、近隣部族から人々が群れとなって集まって」**(1.8)**⁽⁴⁴⁾来れるようにしたのである。

このようなローマの力としての民衆を統御するために「ロムルスは民衆を集めて会議を開き、法体系を整備した」**(1.8)**⁽⁴⁵⁾のである。この民衆の集会が「クリア民会と称される集会」⁽⁴⁶⁾である。ローマの国制のもう一つの柱である元老院については、リウィウスは、「ロムルスは力に思慮を与え」るために、「百人の元老院議員を選出した」**(1.8)**⁽⁴⁷⁾と言う。同じくプルタルコスも「最も優れたもの百人を相談役に指名し、その人びとをパトリキウスと、その集まりをセナトウス（元老院）と称した」⁽⁴⁸⁾と述べている。元老院は、クリアの長老が集まって作られていた。

この王政の諸制度についてまとめておこう。

ローマはまず、30のクリア、そしておそらく3つの部族（トリブス）で構成されていた。30のクリアが集まって、クリア民会と称される集会が形成されたが、この民会の主な権限の一つは、市民が王に対して最高権限を与えることであった。ローマ市民は、王を立て、その王に軍事権を委ねた。国家において「思慮」的な部分を代表するものとして、王権を補佐する元老院があった。元老院はクリアの長老が集まって形成していたのである。王は、クリアに編成された市民戦士を招集し、戦争または平和に関する決議案を提案したが、クリア民会は「同意の印に武器をぶつけあう」⁽⁴⁹⁾ことによって承認したのである。王権はそれほど強いものではなく、元老院によって補佐されると同時に制約されてもいた。

ローマの歴史家リウィウスとプルタルコスを素材に、建国時の王政ローマを見てきたのだが、ここに見られるのは、武装自弁の戦士を市民とする市民共同体としての国家である。そして、その政体は、王が終身の「執政官」であることを除けば、明らかに「混合政体」の様相を呈しているのを見て取ることができる。

2.2 共和政下の身分闘争

前509年、^{パトリキ}貴族たちは、最後の王を追放してローマを共和政にした。王政打倒を主導した^{パトリキ}貴族は、自分たち以外の市民を^{プレブス}平民として政治から遠ざけ、政治権力を独占し、世襲貴族による支配を行おうとした。それが共和政の実体であった。王政を廃したことで、混合政体が貴族政へ変わったようなものである。政治的地位の低下に反発した^{プレブス}平民が^{パトリキ}貴族と争うのは当然のことである。それゆえ共和政樹立直後から^{パトリキ}貴族と^{プレブス}平民の対立が激化し⁽⁵⁰⁾、この後、権利の平等と政治的平等を求めて、数百年にわたって身分闘争が繰り返された。

前494年、^{パトリキ}貴族の圧制に不満を抱く^{プレブス}平民層が、新都市建設のためローマ近郊の聖山に立てこもった。外敵からの攻撃に弱い地点にローマは位置していた。さらにローマは、その軍団を武装自弁の市民軍に負っていた。それゆえ、平民の「市外退去」(secessio)は、ローマ軍団の空洞化を意味し、ローマの存立そ

共和政ローマとケケロ（的射場）

のものを危うくするものであった⁽⁵¹⁾。元老院は妥協し、^{プレブス}平民二人からなる護民官の設置を認めた。護民官は、文字通り元老院貴族から^{プレブス}平民の利害を守る存在であった。護民官の「身体不可侵」権と、「コンスルに対抗して平民を擁護するための特権」(2.33)⁽⁵²⁾、すなわち元老院の決議や^{コンスル}執政官をはじめとする公職者の決定に対して拒否権を行使すること⁽⁵³⁾が許されたのである。

負債を抱えていた^{プレブス}平民は債権者の^{パトリキ}貴族との訴訟にさらされていたが、その訴訟はほとんどが貴族の権益擁護に終わっていた。貴族が慣習法の知識を独占し悪用していると考えた^{プレブス}平民は、裁きの公正さを求めて法の明文化と公開を求めて戦った。前450年に十表の成文法（翌年、二表追加）が制定されるに至った。最初のローマの法典、十二表法（Lex duodecim tabularum）である。一連の闘争の主要な担い手は^{プレブス}有産平民層であった。彼らは、軍の主力として従軍し、集中的に戦争の災厄を蒙るだけに、債務問題から無産者に転落する危険を切実に感じ、すでに進行している負債問題の解決を強く求めたのである。負債による無産者の増加が市民団の防衛力低下を招き、市民団の存立を危うくすることは、^{パトリキ}貴族も認める場所であったので、^{プレブス}平民の法明文化の要求を受け入れたのである⁽⁵⁴⁾。この十二表法の制定によって、^{パトリキ}貴族と^{プレブス}平民とは、市民権保有者として法の前に平等な市民団となったのであるが、^{パトリキ}貴族は、追加二表によって^{プレブス}平民との間の通婚の禁止の規定を盛り込んだ⁽⁵⁵⁾。しかし、前445年には、護民官の一人カヌレイウスの提案によって^{パトリキ}貴族と^{プレブス}平民との間の通婚権が認められた⁽⁵⁶⁾のである。

前387年、ローマは思いもかけぬ大災厄にみまわれた。ローマ人は全兵力をくりだして市の北方で迎え撃ったが、はじめて接した異民族の長剣の前に大敗北を喫し、カピトルの丘をのぞく全市が掠奪されて焼かれた⁽⁵⁷⁾。ローマはガリア人による掠奪後の窮乏の中で城壁修築や続発的戦争を行わなければならない、いきおい^{プレブス}平民に過重な負担（公課・軍役）がのしかかり、負債や土地に関する古くからの問題が深刻化した。「暴力と平民の悲惨さが日を追って増大し」、平民は貴族から債務の「返済を強いられ」(6.34)⁽⁵⁸⁾でも、「家財からは与えるものが何もなく」だったので、判決をうけ〔債務者への〕帰属が宣言された者たちは、

評判と身体で債権者を満足」⁽⁵⁹⁾させるしかないような状況であった。かかる状況は、^{パトリキ}貴族と^{プレブス}平民の両階層間の社会対立を再燃させずにはおこななかった⁽⁶⁰⁾。前377年、護民官ガイウス＝リキニウス Gaius Licinius とルキウス＝セクスティウス Lucius Sextius による^{プレブス}平民に対する救済案が拒否されたのを契機に、10年におよぶ身分闘争が起った⁽⁶¹⁾。前367年、それまで護民官として苦闘をつづけたリキニウスとセクスティウスの二人の提案により、劃期的な法案が成立した。ローマ身分闘争史上の画期をなすと言われるリキニウス＝セクスティウス法 (Leges Licinia-Sextiae) である。^{プレブス}平民の借財問題については借財の切り捨てではないが、債務者に有利な返済方法を定めた。貴族による共有地の占有については、だれも500 ユゲラ (約125ヘクタール) 以上を占有してはならぬとし、そこに放牧する牛、馬、羊の頭数までも制限した⁽⁶²⁾のである。そして、この法によってこれ以後二人の執政官のうち一人は必ず^{プレブス}平民たることとされ、^{プレブス}平民に最高の政務官への道が開かれたのであった。

しかし実際に執政官に就任したのは^{プレブス}平民の最上層の家柄に限られ、これ以後は旧来の貴族ではなく、^{コンスル}執政官を出す^{プレブス}平民の最上層と^{パトリキ}貴族から成る^{ノビリス}名門という新しい支配層が共和政末期までローマの政治を支配したのである。

^{パトリキ}貴族と^{プレブス}平民の身分闘争は、前287年の独裁官ホルテンシウスによるホルテンシウス法 (Lex Hortensia) の制定によって終わりを告げた。この法律によって、平民会の議決は、元老院の承認を経ずとも直ちに法律となる⁽⁶³⁾ことになり、^{パトリキ}貴族と^{プレブス}平民の法制上の不平等は消滅した。

ローマの国民すなわち平民は、人身の自由をもっていたが、身分闘争前には^{パトリキ}貴族に比べて私法的に低い地位にあり、實際上政治的権利も与えられていなかった⁽⁶⁴⁾。身分闘争によって^{プレブス}平民は^{パトリキ}貴族の譲歩を勝ち取り、私法的にも公法的にも平等な権利を勝ち取っていった。貴族が譲歩し続けたのは、この時期の近隣諸種族との戦争のゆえであった。「ローマの軍団の起源は市民軍」⁽⁶⁵⁾なのであり、その戦いの担い手は、^{パトリキ}貴族だけでなく、武装を自弁する財力を有した独立自営農民もそうであった。^{プレブス}平民は、「コミュニティを防衛するために戦う」という義務をはたすことを通じて、都市における政治権力を獲得し、拡大させ

共和政ローマとキケロ（的射場）

ていった」⁽⁶⁶⁾のである。

ローマがギリシアと決定的に違っていたのは、貴族と平民との間の身分闘争が、ギリシアのように民主政対貴族政の争いという体制選択にならなかったということである。保守的ではあるが平民に妥協したり譲歩したりできる元老院のしたたかさが、ローマの身分闘争を、元老院階級と一般民衆すなわちポプルスとの間での権力均衡をめぐる争いにしたのである。執政官、元老院、民会というローマを支える三本の柱のうち、その中核をなしたのは元老院である。ローマの拡大も、元老院の「堅忍不拔でしかも柔軟な国政指導力、さらには自分たちこそ国家ローマを支えているのだという自負心、使命感」⁽⁶⁷⁾があったればこそであった

だが、S・P・Q・R（Senatus Populus que Romanus）すなわち「ローマの元老院と国民」というローマ軍団の連帯旗の標し^{しる}が簡潔に示しているように、まさにローマは、この元老院と「国民」（populous）によって支えられていたのである。この標しはあらゆる軍需物資に刻印されていた⁽⁶⁸⁾。まさしく政治のプロとしての元老院に対して、私法的にも公法的にも平等な平民がいたこと、そのような政治体制を長い身分闘争によって形成したことが、ローマの強さの源泉となっていたのである。すなわち元老院と国民すなわち平民の連合こそが隣国を圧倒するローマの力の基盤だったのである。

3 混合政体としての共和政ローマと世界征服

3.1 地中海世界の制覇と混合政体

身分闘争の終結からほどなくして、共和政ローマは、カルタゴと衝突して前264年からシシリーを主舞台に第一ポエニ戦争をくりひろげ（前264-241年）、シシリーを海外属州とした。ついで前218年からは第二ポエニ戦争（前218-201年まで）が戦われ、ハンニバルによってイタリア各地を蹂躪されたが、小スキピオの祖父大スキピオ（Pubilius Corneliss Scipio Africanus Major, 235-183 B.C.）の活躍によってカルタゴの将ハンニバルをザマの戦いで撃破す

ることに成功した。その功績で、大スキピオは、大アフリカヌスと呼ばれた。前149年に始まる第三ポエニ戦争で、前146年、カルタゴを包囲の末に陥落させた。その時の将軍が、この大アフリカヌスの息子の養子であった、小スキピオである。その戦功で、小アフリカヌスと呼ばれるようになった。ローマは、カルタゴを滅ぼして西地中海の覇権を握ったのである。

一方、東方に対しては、二度のイリュリア戦争（第一次、前229-228年、第二次、前219年）でアドリア海の対岸に力を伸ばしたのち、マケドニアのフィリップス五世と闘い（第一マケドニア戦争、前214-205年、第二マケドニア戦争、前200-196年）、更にシリアのアンティオコス三世と衝突した（シリア戦争、前192-189年）。第三マケドニア戦争（前171-167、対ペルセウス）のピュドナの戦い（前168年）で東地中海世界を平定した。前148年、マケドニアをローマ領に編入すると共に、前146年のコリントの破壊で東方の戦いには終止符が打たれた。ここに、地中海を内海とする統一的な支配体制が確立した⁽⁶⁹⁾のである。

ギリシア人の歴史家ポリュビオスは、「ローマの勃興と世界支配を冷静な眼で観察し著した」⁽⁷⁰⁾のだが、その理由を次のように書いている。

「人の住むかぎりのほとんど全世界が、いったいどのようにして、そしてどのような国家体制によって、わずか53年にも満たない間に征服され、ローマというただひとつの覇権のもとに屈するにいたったのか、史上かつてないこの大事件の真相を知りたいと思わないような愚鈍な人、あるいは怠惰な人があるだろうか。」（第1巻第1節）⁽⁷¹⁾

ポリュビオスのいう「53年」というのは、第二ポエニ戦争への動きが始まる前220年から、ローマがマケドニア王権を倒した前168年の第三マケドニア戦争までのことである。この第三マケドニア戦争の後、アカイア連邦内のローマへの敵対勢力として選出されたギリシアの要人およそ1000人がローマに護送された。ポリュビオスもそのうちの一人だった。

キケロの『国家について』が、プラトンの『国家』などの対話篇をモデルに、

共和政ローマとキケロ（的射場）

第三ポエニ戦争で活躍した小スキピオのサークルでの前 129 年になされた対話という形式で書かれているということ、第一章で紹介した。この通称スキピオ・サークルは、キケロの創造物ではなく実在し、ギリシア文化への関心を核にしたローマのエリートたちの親睦団体であった。小スキピオとの知遇を得ていたポリュビオスも、そこに自由に出入りしていたのである⁽⁷²⁾。

「人の住むかぎりのほとんど全世界」という表現には、世界をギリシア中心に見るギリシア人ポリュビオスの世界観がよく現れているが、それほどローマの地中海制覇の衝撃は大きかったのである。ポリュビオスは、ローマの強さの秘密を、ギリシアのポリスとは異なるその政体のあり方に見ていた。それは、貴族政でもなければ民主政でもない、まさに貴族と平民の連合としての混合政体である。

「さてローマには国家を動かす力として、本書でもすでに言及してきた三つの部分が存在していた。その三つの部分によって、国家のあらゆる分野がきわめて公正かつ適切に組織され運営されていたため、当の国民自身でさえだれひとりとして、はたしてこの国が全体として優秀者支配制なのか、それとも民主制なのか、はたまた独裁制なのか、はっきりと断言できなかったのである。だが人びとがとまどったのも無理はない。なぜなら執政官の権限に目を向ければ、この国は完全に独裁制であり王制であると思えるのだが、元老院の権限に注目すれば、これが優秀者支配制に見えてくる。ところが民衆の権限に着目すれば、今度は明らかに民主制だと映ったのである。」（『歴史』第 6 卷 11 節）⁽⁷³⁾

つまり、ローマの政体は、執政官に代表される王政の原理と、元老院に代表される貴族政的原理、そして、民会に代表される民主政的原理のそれぞれがところを占め、うまく機能している混合政体であり、それが世界制覇をなしえるほどの強さをローマが発揮した秘密だと、ポリュビオスは見えていたのである。

ポリュビオスは、執政官については、次のように述べている。執政官は、平時においては、ローマにとどまり国政にかかわるあらゆる職務の指揮をとる。護民官を除くすべての役職者が執政官に従属し、執政官の命令に服している。

執政官は、「外交使節を元老院に招じ入れ」、「緊急の案件を元老院の審議に上程し、そこで決議されたことを実行」に移すのである。その他国家活動にかかわる事柄についての決議案を準備し、民会を招集する。そこでの可決事項が、執行されるようにとりはからう⁽⁷⁴⁾。

さらに戦時においては、執政官は「戦争の準備と遠征軍の指揮全般について、無限定に近い権限をもつ。」軍団の副官を任命するのも、兵役名簿を作製し、適当な人物を兵士として選びだすのも、彼の権限である。そして、遠征には財務官を同行させているので、戦争に必要な費用を望むだけ引き出すことができる⁽⁷⁵⁾。このような強大な権限ゆえに、「国家のこの部分だけを見た人が、ローマというのは純粹に独裁制かあるいは王制の国家だと断言しても不思議ではない」(『歴史』第6巻12節)⁽⁷⁶⁾のである。

次に元老院^{セナトウス}について見てゆこう。元老院は、「国庫の管理権所有者であり、収入と支出の両面にわたる財政全般が元老院の裁量にゆだねられている。」⁽⁷⁷⁾

元老院の管轄に入るものは、「イタリア域内で起こった犯罪のうち国家による捜査が必要なもの、すなわち〔同盟への〕背信、謀略、毒殺、謀殺」である。さらに「イタリア域内の一個人あるいは一都市が調停、戒告、援助、軍隊駐留を要請してきたときには、そのいずれの場合も元老院が対処」⁽⁷⁸⁾する。

「イタリア域外の住民に対して使節を派遣する必要が生じたときも、その目的が紛争の調停であれ、また勧告、要求、〔譲渡を申し出られた都市や領土などの〕受け取り、宣戦布告であれ、元老院がその任務を担当する。逆に外国から使節が来たときにも、それをどのように処遇すべきか、どのような返答を与えるべきか、そのすべてが元老院の裁量にまかされている。」(『歴史』第6巻13節)⁽⁷⁹⁾

このように対外的な関係において広範な権限を元老院は有しているので、執政官が遠征でローマを留守にしているときに逗留している外国人の目には、明らかに貴族政に見えるのである。

最後に民衆についてであるが、その権限の最大のものは、「名誉を授けることと刑罰を与えること」ができるということである。これこそが、国家を結束

共和政ローマとキケロ（的射場）

させる手段なのだが、その二つを民衆が保持しているということである。さらに、彼らは裁判権まで持っていた。

「被告人が高位の官職を経験した人物の場合には、たいてい民衆が裁判官を務める。そしてなにより死刑相当の裁判で判決を下せるのは民衆だけである。」（『歴史』第6巻第14節）⁽⁸⁰⁾

民会には、投票単位の区別によりクリア民会（^{プレス}平民会）、ケントゥリア会、トリブス民会（地区民会）の三種があり、このうち市民に対する死刑裁判を扱う権限をもつのは、財産の多寡に応じた193のケントゥリアごとに投票するケントゥリア民会であった。

法を制定する権限ももっていたが、民会を招集し、ここに法案を提出するのは執政官や法務官であり、出席者に意見陳述は許されず、法案の賛否を答えるだけであった。

「もっとも重要な機能として、和平と開戦についての審議を行う。加えて同盟締結と休戦決定と条約締結について、そのひとつひとつを批准し発効させるか否かを決めるのも民衆である。」（『歴史』第6巻第14節）⁽⁸¹⁾

したがってこれらの点を見れば、ローマの国制では民衆が最大の比重を占めているから、この国は民主政の国だということも、これまた無理のない結論なのである。つまり、ローマは、執政官、元老院、民会がそれぞれ重要な権限をもち、お互いが牽制しあいながらも均衡している混合政体の国家であった。

3.2 征服戦争と混合政体の破綻

ポリュビオスは、このような混合政体がローマの強さの原動力だとしたが、しかし、この伝統的な混合政体を変質しはじめるのは、ハンニバルをイタリア半島に迎えての第二ポエニ戦争時からであった。

執政官の職務は軍事の指揮権であり、戦争における司令官であったから、対

外戦争の継続は、執政官のローマの不在をもたらした。執政官をはじめとする政務官の任期が1年と限られており、毎年その顔ぶれが交代するためにその政策を長期展望の中で実行することは難しい。それに対して、元老院は、執政官などの政務官を務めた人から選ばれ、その任期は終身であったので、「長期的視野に立ってローマの舵取りをする」ための恒常性を持っていたのである⁽⁸²⁾。

継続する戦時体制のなかで全能を誇る元老院は、護民官を手なづけ、国事に協力させた⁽⁸³⁾。護民官は、^{プレブス}平民の利益擁護というその性格をしだいに喪失し、「元老院の走狗」⁽⁸⁴⁾となり、「元老院の承認」が民会議決に圧力を及ぼすことさえ許容するようになった。さらに、元老院の法廷である査問会（クワエスティオ）の増設を承諾することによって、元老院が^{プレブス}平民から司法権の本質的要素を徐々に剥奪するのを放置した⁽⁸⁵⁾のである。

都市国家を運営していく行政組織の1年任期、限られた数の政務官の制度では、広大な支配領域をおさえてゆけなくなる。そこで単なる諮問機関だったのに、その一身に実質上の権限を集中させてきた元老院がますます前面にでてきたのである。しかしその目は都市国家的な枠から抜け出すことができず、都市国家的な諸制度を再編成することができなかった⁽⁸⁶⁾。

ローマの征服が進むと、有力者たちはローマ国民の公有地となった征服地を占有し、自分のものとしていった。リキニウス・セクスティウス法などによる、こういった傾向に歯止めをかけようとする試みも、十分な効果をあげることはできなかった。征服がイタリアの外におよび莫大な富が流入してくるにつれ、土地集中の傾向はますます激しくなった。外地でふところを増やした有力者たちは、イタリアの中小農民の土地をも自分の所領に兼併していったのである。このような土地集中の傾向に対して、中小農民は太刀打ちできなかった⁽⁸⁷⁾。彼らは度重なる戦争に駆り出され、経済力を弱められていたのである。当然のことながらそれはローマの軍事力の低下を招いていた。ローマの軍団は、武装自弁の農民つまり中堅農民層によって支えられており、その農民層が、戦争の長期化もあって経済的にも没落していたからである⁽⁸⁸⁾。

戦争の長期化と地理的な拡大は、有産市民だけを正規兵として動員するとい

共和政ローマとキケロ（的射場）

う市民軍の伝統を変えさせた。それまでは無産市民は、必要な資格財産額に達しなかったので、非常事態のさいのみ招集され、国費で武装され、軍団に加わらず不正規兵の隊形で戦闘するならわしであった⁽⁸⁹⁾。戦闘範囲が、ヒスパニア、シキリア、バルカン半島、アフリカへと地理的に拡大したことで、「長期の海外遠征は、生業に縛られない兵士の徴発を要求したのである」⁽⁹⁰⁾。このようにローマの軍隊が、無産市民から構成されるようになると、その性格を変えるようになる。これらの兵士たちは、戦闘のさまざまな貢献に対する報酬を期待して、ローマではなく「将軍に忠誠を誓う」ようになった。すでにかれらは「傭兵根性」を身につけていた⁽⁹¹⁾。将軍は、募兵の時からかれらに望みの物を約束している場合もあったし、そうでなくともそれを調達してやる義務を当然のごとく負っていると考えていた。こうして「将軍と兵士たちとの間にパトロン関係が形成」されるようになっていったのである⁽⁹²⁾。つまり、軍隊が、ローマの軍隊から将軍の軍隊へと変質しはじめていたのである。

イスパニアのヌマンティア戦争では、小スキピオが、無産市民から徴募した義勇兵と庇護民からなる軍隊を指揮しているのがみられた。ティベリウス・グラックスが知っていたのは、まさしくこのヌマンティアの軍隊であった。ローマは市民共同体であり、それは、戦士共同体であることによって担保されていた。つまり、「国家 *res publica* とは国民のもの *res populi*」であるためには、ローマの軍団の再建が不可避であり、そのために、没落した無産市民に土地を再配分し、農民層を再建しようと、グラックス兄弟は企てたのである。このような兄弟の共和国再建の企てを打ち砕いたのは、自らが大地所有者であり、「既得権益を侵害されることに反対する元老院の貴族たち」⁽⁹³⁾であった。元老院は、ローマの混合政体の一翼を担っていた中小農民層（平民）の没落を放置しただけでなく、その再建を自らの既得権益のために妨害した。

前107年、執政官になったマリウス（Gaius Marius, 156-86 B.C.）は、軍制改革を行い、無産市民をも徴兵の対象とし、それを志願兵として採用することにしたのである。無産市民よりなる軍団兵は、将軍によって武装を整えられ養われ、退役後の土地と戦利品の分配をあてにしていた。「軍団はプロレタリアイ

で構成されるようになり、軍団兵は職業軍人と化した⁽⁹⁴⁾のである。やがて、無産市民の志願兵が、従来の兵役義務を負う市民からの召集兵よりも重要性を増し、将軍と募兵の間には保護者と被護民の関係が生じた。ここにローマの軍隊は、ローマのために戦う市民軍から将軍「個人の庇護関係と支持勢力とで」作られた将軍の「私兵軍」⁽⁹⁵⁾へと変質していったのである。

マリウス、スラ、ポンペイウス、カエサル、クラッスス、アノトーニウス、オクターウィアヌスなどの将軍たちの政争は、このような私兵を使った軍事的対決へと発展した。この時期は国内の内乱状態にもかかわらずローマの版図が著しく拡大したが、それは、将軍たちが国内の政争を闘うための軍隊と富と名声を求めて対外戦争を積極的に進めたためである⁽⁹⁶⁾。かれらは、「自分たちの軍隊」によって個々の政治的野望を実現しようとし、「旧き貴族政的・共和政的世界を破壊」⁽⁹⁷⁾していった。この抗争のなか、最終的にはポンペイウスやカエサルは軍事力を背景に元老院の権威を奪っていったが、この元老院の没落こそが、共和政の終幕を意味するものとなった。

結びに代えて

キケロが活躍したのは、ローマが地中海世界の覇者となり、都市国家から世界「帝国」になった後の矛盾が「内乱」を生み出し、まさに共和国が断末魔の苦しみにもがいていた時代である。小さな都市国家であったローマは、ギリシアの歴史家ポリュビオスの言うように、短期間に「人の住むかぎりのほとんど全世界」を「征服」⁽⁹⁸⁾することができた。それは、まさに、エンニウスの「ローマの国はいにしえの慣習と人によって立つ」という言葉が示すように、共和政の混合政体とそこで活躍した政治家によってこそ、ローマの栄光はあったというのが、キケロの立場である。

「国がそのような慣習をもなかつたなら、人のみがかくも多く、かくも広遠に支配する国家を建設することも、そのように長く維持することもできなかつただろうし、

共和政ローマとキケロ（的射場）

またこれらの人が指揮しなかったなら、慣習のみがそうすることはできなかつたらう。したがって、私たちの記憶以前に父祖の慣習そのものが優れた人びとを用い、卓越した人が昔の慣習と祖先の制度を保持したのである。」（第5巻第1節）⁹⁹⁾

確かにキケロの言うように、「卓越した人が昔の慣習と祖先の制度（＝混合政体）を保持した」ことが、ローマに地中海制覇の偉業を成し遂げることを可能したのかもしれない。しかし、問題は、このような世界大の国家になったにもかかわらず、その統治は、依然として小さな都市国家の統治構造（＝混合政体）によってなされていたことである。そして、元老院とともに混合政体の一翼になった中小農民よりなる市民層の没落を放置しただけでなく、その再建を図ったグラックス兄弟の改革を、当の元老院は、暴力でもって阻止した。グラックス兄弟に反対する元老院は、兄を暗殺し、弟を軍事抗争の中で自殺に追い込んだ。政治的抗争に暴力が露骨に持ち込まれたのである。兄弟の非業の死は、党派抗争を生み出し、ローマを血で血を洗う内乱の渦中に落とし込んでいった。終わりなき内乱の始まりであった¹⁰⁰⁾。キケロは、このグラックス兄弟の改革が、国内を二分させた抗争の原因であるというが、キケロが頼りにする元老院こそ混合政体を自ら破壊したのではなかったのか。

キケロは、この内乱の時代の終わりを、そして何よりも共和国の終焉を象徴する政治家であり、政治が暴力によって乗っ取られる最後の舞台に、弁論によって共和国とその自由を護ろうとした闘士であったことは間違いない。キケロが、執政官をやめて間もなくの前60年、将軍政治家であった、カエサル・ポンペイウス・クラッスによる第一次三頭政治が成立した。その状況で、元老院や広場^{フォーラム}で政治的影響力を行使することができなくなったと判断した文人政治家キケロは、哲学的著作の執筆に向かう。共和政を守るための論理として頼ったのが、依然として元老院の権威であり、共和政ローマの伝統である「混合政体」であった。キケロは言う。

「もし元老院が国策の指揮者となり、その決議をすべての者が支持するなら、また

そのほかの階級がこの第一階級の政策によって国家が統治されることを望むなら、権限は国民にあるが権威は元老院にあるという権利の均衡によって、あの穏健で協調的な国家体制を維持することができるだろう。(『法律について』第3巻12節)⁽¹⁰¹⁾

規模の小さな都市国家ローマは、すでに巨大な世界「帝国」にまで膨張していたのである。小規模な政治共同体の諸価値と諸制度を保持しながら、この広大な空間を統治しようとする企てはほとんど不可能となっていた。政治的空間の拡大が要請するものと既存の制度的枠組みとの間の緊張関係は、政治的対立を激化させ、政治を言論による解決の場から、敵対派に対するテロ、そして内乱へと導いていたのである。

一人支配から共和政ローマを救うために、ローマの自由を守るためにという名目でカエサルが前44年、暗殺された。言論の場である元老院議場においてである。その翌年、キケロもまた、第二次三頭政治の立役者、アントニウスによって殺害された。

注

- (1) アントニー・エヴァリット『キケロ もうひとつのローマ史』(高田康成訳、白水社、2006年)、269頁。
- (2) 小スキピオは、第二ポエニ戦争でハンニバルを破った大スキピオ(Publius Cornelius Scipio Aemilianus Africanus Major, 235-183 B.C 大アフリカーヌス)の養孫である。小スキピオは、前149年軍団副官としてカルタゴへ向かう。147年、まだその年齢に達していなかったにもかかわらず、特例として執政官に任命され、146年ついにカルタゴを滅ぼし、3回のポエニ戦争をローマの勝利に終わらせた。前134年に再び執政官に任命され、スペインへ出征して、翌年ヌマンティアを落とし、半島支配を確立した。彼は優れた軍人、政治家であったのみならず自由な教養人の集まりである、いわゆるスキピオ・サークルの中心人物であった。「(「国家について」『キケロ選集8 哲学1』(岡道男訳、岩波書店、1999年)、15頁、岡道男による訳注参照)。
- (3) 「国家について」『キケロ選集8 哲学1』(岡道男訳、岩波書店、1999年)、31頁。
- (4) ポリュビオス『歴史1』(城江良和訳、京都大学学術出版会、2004年)、4頁。
- (5) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀『ギリシア・ローマの盛衰 古典古代の市民たち』(講談社学術文庫、1993年)、187頁。
- (6) ウォーリン、81頁参照。

共和政ローマとキケロ（的射場）

- (7) Cf., John Serrati, "Warfare and the State" in *The Cambridge History of Greek and Roman Warfare Volume 1: Greece, the Hellenistic World and the Rise of Rome*, ed. by Philip Savin, Hanx Van Wees and Michael Whitby, (Cambridge University Press, 2007), p.496.
- (8) 木村凌二「ローマ帝国とは何か」弓削達編『地中海世界』（有斐閣新書, 1979年）, 133頁。
- (9) 「国家について」『キケロ選集 8 哲学 1』前掲書, 37頁。
- (10) 前掲書, 90頁。
- (11) 前掲書, 95頁。
- (12) 前掲書, 108頁。
- (13) 前掲書, 129頁。
- (14) 前掲書, 129頁。
- (15) 前掲書, 37頁。
- (16) 前掲書, 38頁。
- (17) 前掲書, 38頁。
- (18) 前掲書, 39頁。
- (19) 前掲書, 46頁。
- (20) 前掲書, 53頁。
- (21) 前掲書, 54頁。
- (22) 前掲書, 54頁。
- (23) 前掲書, 44頁。
- (24) 前掲書, 90頁。
- (25) 前掲書, 95頁。
- (26) 前掲書, 92頁。
- (27) 前掲書, 118頁。
- (28) 前掲書, 45頁。
- (29) 前掲書, 130頁。
- (30) 前掲書, 60頁。
- (31) モムゼン『ローマの歴史 I』（長谷川博隆訳, 名古屋大学出版会, 2005年）, 38頁。
- (32) リウィウス（岩谷智訳）『ローマ建国以来の歴史 1 伝承から歴史へ（1）』（京都大学学術出版会, 2008年）, 20頁。
- (33) 前掲書, 24頁。
- (34) 前掲書, 36頁。「市民団の区分は、保護・管理という意味のクリア（おそらく *curare=coerare* [世話する, 命令するなど]）に基づく。10のクリアが共同体を形成し、クリアはそれぞれ100人の歩兵を出す。また10人の騎兵と10人の助言者〔議院〕も出す。共同体が結びあわされ、その各々はもちろん全共同体の部分（*tribus* [部族, 地区]）となる。そして、全共同体の構成単位の数は、そ

- うした部分の数に応じて何倍にもなる。」(モムゼン, 59頁)
- (35) プルタルコス『プルタルコス英雄伝 中』(村川堅太郎編, 筑摩書房, ちくま文庫, 1987年), 230頁
- (36) 部族を意味するトリブスが, そもそも3を意味するトライブからきており, それゆえ部族は3つだったのではないかと推測されている。(モムゼン, 参照) この共同体の三区分が太古に遡るものであることを最もはっきり示しているのは, ローマ人がとりわけ国法において, 一般に「分ける」「区分」に, 「三区分する」「三分之一」(tribuere-tribus) という表現を使っており・・・)」モムゼン『ローマの歴史 I』, 38頁。
- (37) E・マイヤー『ローマ人の国家と国家思想』(鈴木一州訳, 岩波書店, 1978年), 19頁参照。
- (38) モムゼン, 前掲書, 59頁
- (39) マックス・ウェーバー『古代社会経済史』(上原専禄・増田四郎監修, 渡辺金一・弓削達訳, 東洋経済新報社, 1963年), 362頁。
- (40) プルタルコス, 前掲書, 215頁。
- (41) マイヤー E・マイヤー, 前掲書, 20頁。
- (42) Adrian Goldsworthy, *Roman Warfare* (Cassell, 2000, 2002 (paperback edition)), p.27. 『図説 古代ローマの戦い』(遠藤利国訳, 東洋書林, 2003年), 12頁。
- (43) モムゼン, 63頁参照。
- (44) リウィウス, 前掲書, 24頁。
- (45) 前掲書, 23頁。
- (46) アレクサンドル・グランダッジ『ローマの起源—神話と伝承, そして考古学』(北野徹訳, 白水社, 文庫クセジュ, 2006年), 124頁。
- (47) リウィウス, 前掲書, 24頁。
- (48) プルタルコス, 前掲書, 215頁。
- (49) アレクサンドル・グランダッジ, 前掲書, 124頁。
- (50) 長谷川岳男「ローマ小史」長谷川岳男・樋脇博敏『古代ローマを知る事典』(東京堂出版, 2004年), 96頁参照。
- (51) 鈴木一州「ローマ共和政の成立と発展」『岩波講座 世界歴史 2 古代 2 地中海世界 II』(岩波書店, 1973年), 124頁。
- (52) リウィウス, 前掲書, 188頁。
- (53) Cf., Alexander Jakobson, "Popular Power in the Roman Republic" in *A Companion to the Roman Republic*, (edited by Nathan Rosenstein and Robert Morstein-Marx, Blackwell Publishing, 2006), P.392.
- (54) 鈴木一州, 前掲書, 125頁参照。
- (55) J・ブライケン『ローマの共和政』(村上淳一・石井紫郎訳, 山川出版社, 1984年), 190頁参照。
- (56) 吉野悟『ローマ法とその社会』(近藤出版社, 1976年), 26頁参照。
- (57) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀, 前掲書, 140頁。

共和政ローマとキケロ（的射場）

- (58) リウィウス, 前掲書, 73 頁,
- (59) 前掲書, 同頁。
- (60) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ『ローマ共和政』（高田邦彦・石川勝二訳, 文庫クセジュ, 白水社, 1969 年), 53 頁。
- (61) 鈴木一州「ローマ共和政の成立と発展」前掲書, 135 頁参照
- (62) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀, 前掲書, 141 頁。
- (63) 前掲書, 26 頁参照。
- (64) ブライケン, 前掲書, 14 頁。
- (65) Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, p.27. 邦訳, 12 頁。
- (66) *Ibid.*, p.34. 前掲書, 21 頁。
- (67) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀, 前掲書, 197 頁。
- (68) バーナード・クリック『デモクラシー』（添谷育志・金田耕一訳解説, 岩波書店, 2004 年), 47 頁参照。
- (69) 長谷川博隆「ローマと地中海世界」『岩波講座 世界歴史 2 古代 2 地中海世界 II』（岩波書店, 1973 年), 239 頁参照。
- (70) ポリュビオス, 前掲書, 表紙の帯の惹句。
- (71) ポリュビオス, 前掲書, 4 頁。
- (72) 前掲書, 翻訳者城江良和による「解説」, 410 頁参照。
- (73) 前掲書, 306 頁。
- (74) 前掲書, 同頁。
- (75) 前掲書, 同頁。
- (76) 前掲書, 同頁。
- (77) 前掲書, 307 頁。
- (78) 前掲書, 308 頁。
- (79) 前掲書, 同頁。
- (80) 前掲書, 309 頁。
- (81) 前掲書, 310 頁。
- (82) 長谷川岳男・樋脇博敏, 前掲書, 76 頁参照。
- (83) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ, 前掲書, 108 頁参照。
- (84) 長谷川博隆「内乱の一世紀」『岩波講座 世界歴史 2 古代 2 地中海世界 II』（岩波書店, 1973 年), 285 頁。
- (85) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ, 前掲書, 118 頁。
- (86) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀, 前掲書, 198 頁
- (87) 坂口明「ローマの農業」弓削達編『地中海世界』（有斐閣新書, 1979 年), 149 頁。
- (88) 長谷川博隆「ローマと地中海世界」, 240 頁参照
- (89) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ, 前掲書, 134 頁。
- (90) J・ブライケン, 前掲書, 35 頁。
- (91) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ, 前掲書, 136 頁。
- (92) ブライケン, 前掲書, 36 頁。

- (93) 前掲書, 同頁。
- (94) 市川雅俊「ローマの軍隊」弓削達編『地中海世界』(有斐閣新書, 1979年), 167頁
- (95) E. マイヤー, 前掲書, 278頁。
- (96) Cf., Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, pp.106-109. 邦訳, 116-120頁。
- (97) ブライケン, 前掲書, 36頁。
- (98) ポリュビオス, 前掲書, 4頁。
- (99) キケロ, 前掲書, 146頁。
- (100) Cf., John Serrati, "Warfare and the State", *op. cit.*, p.496.
- (101) キケロ, 前掲書, 290頁。